

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

6月から定額減税が始まります

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除(定額減税)が実施されることとなります。

【給与所得の場合(青色事業専従者給与を含む)】

①月次減税

6月1日以後最初に支払を受ける給与・賞与に係る源泉徴すべき所得税等の合計額から減税額を控除されます。控除しきれない部分の金額については、以後令和6年中に支払う給与・賞与に係る控除前税額から順次控除されます。

②年調減税(12月までに控除しきれない部分がある方のみ)

年末調整の対象者で、かつ、令和6年中に支払の確定した給与等を基に年末調整により計算した年調所得税額がある人は、その年調所得税額から年調減税額を控除されます。

【給与所得以外の場合】

重複控除について

給与と公的年金など重複控除となる方がいます。その方は、一旦両方で定額減税を受けたのち、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなります。

《パターン1》公的年金等(国民年金、厚生年金など)の方
源泉徴すべき所得税等から、定額による減税額の控除が行われます。控除しきれない部分の金額は、以後支払う公的年金等に係る控除前税額から順次控除されます。

《パターン2》事業所得や不動産所得などで予定納税がある方
第1期分予定納税額(7月)から本人分に係る定額減税額に相当する金額(30,000円)を控除し、控除しきれない部分の金額は第2期分予定納税額から控除されます。

なお、同一生計配偶者等に係る定額減税額に相当する金額の控除は予定納税額の減額申請の手続きにより受けることとなっておりますのでご注意ください。

《パターン3》事業所得や不動産所得などで予定納税がない方
令和6年分の確定申告の際に定額減税を適用しないで算出した所得税額から定額減税額が控除されます。

未来を語り 未来を創り 未来に残す。

【定額減税に係る注意点】

- ①予定納税に関して、変更が行われています。
納期限(納付書での納付)：7/31→9/30
減額の承認の申請の期限：7/15→1/31
- ②扶養控除申告書に記載していない同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族について、月次減税額の計算に含める場合には、「源泉徴収に係る申告書」を事前に提出する必要があります。
- ③控除しきれなかった金額については令和7年1月以降に支給される給与等に係る源泉徴収税額からは控除されません。

控除しきれなかった部分の金額について

該当金額は「控除外額」として源泉徴収票等に記載されます。この金額は各種給付措置の一つである「調整給付」のうち、令和7年に実施する不足額給付の額を算出する際に用いられます。

定額減税は個々の事情で様々なパターンが考えられ、給与事務が複雑になると考えられます。Q&Aや各種様式のダウンロードなど、詳しくは国税庁の『定額減税特設サイト』をご参照いただくか、担当者までお問い合わせください。

相続登記の義務化

4月から相続した不動産の登記が義務化されました。相続不動産の取得を知ってから3年以内の登記申請を義務付け、正当な理由なく怠れば10万円以下の過料が科されます。

具体的には、以下の2つのケースが対象となります。

1. 相続(遺言も含まず)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。(令和6年4月1日以前に相続した不動産については、令和6年4月1日から3年以内)



2. 遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記を

しなければなりません。

1. 相続登記とは何か?

相続登記とは、相続で不動産を取得したときに不動産名義を相続人に変更することをいいます。

2. 相続登記の義務化の意義

なぜ相続登記が義務化されるのでしょうか? 相続時に名義変更の登記がされないと、登記簿上の名義は死亡者のままとなり、放置され続けて世代交代が進めば、法定相続人の数はねずみ算式に増えてしまい所有者が定まらないまま荒れるに任せた土地が全国で発生してきました。

国土交通省の調査によれば、登記簿で土地の所有者の所在を知ることができなくなった原因のうち、66.7%が相続時の未登記だったそうです。

相続登記を行うことで、不動産の所有権関係が明確になり、トラブルを未然に防ぐことができます。

また、相続税の正確な計算や、適切な資産管理にも役立ちます。

3. 相続登記しないデメリット

- (1)第三者に建物や土地を売却できないことが挙げられます。
- (2)登記をしていないと不動産を担保に金融機関から融資を受けることができないことがあります。
- (3)幾世代も相続が発生しますと相続人の数が想像以上に膨れ上がります。
すぐに相続分を確定することができず相続登記の手続費用や手数料が高額になります。
- (4)相続人のなかに借金のある人がいれば、不動産が差し押さえられる可能性があります。
相続人にお金を貸している債権者は、債権を守るために代位登記という相続人の代わりに行う登記をし、不動産を差し押さえることができるからです。
- (5)土地に無断占有者が現れ、退去要求に時間を要していた場合には無断占有者が「時効取得」を理由に登記申請してしまう場合もあります。

4. 相続人申告登記の新設

改正法では、所有権の取得者が確定するまでのつなぎとして「相続人申告登記制度」が新設されている。

相続人が法務局で相続人申請登記をすると登記簿には亡くなった登記名義人の死亡日と申告した相続人の住所氏名が公示され



その相続人が
義務履行したことになります。
しかし、遺産分割協議が
成立した暁には3年以内に相続登記を
行わないと過料が科されます。



5. 相続登記の手続き

相続登記の手続きは、専門的な知識を必要とするため、司法書士や弁護士に依頼するのが一般的です。
必要な書類や手続きの流れ、費用など詳細は専門家にご相談ください。
弊社でもご紹介できますので
お気軽にご連絡ください。

まとめ

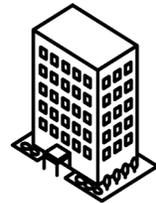
相続は避けて通れない現実です。相続登記の義務化は、私たちの財産を守り、相続に関するトラブルを未然に防ぐための重要な手段です。この機会に、相続登記についてしっかりと理解し、適切な対策を講じてみてはいかがでしょうか。(出典：納税通信)

3年に一度の不動産価値評価『縦覧』について

土地や建物といった不動産の価値は、周辺エリアの地価推移、増改築、経年劣化などによって変動します。
しかし毎年その変化を確認して固定資産税の税額に反映させるのは困難であることから、規定によって固定資産税の評価額は3年ごとに更新されることが決まっています。前回は2021年で、それから3年後に当たる今年が再び「評価替え」の年となっています。

縦覧とは何か？

『縦覧』は、不動産の価値を評価するためのシステムの一部で、3年ごとに行われます。これは、不動産の価値を正確に把握し、市場の変動に対応するための重要なプロセスです。



縦覧のプロセス

縦覧のプロセスは、以下のステップで行われます：

1. データ収集：まず、不動産の基本情報（場所、面積、建物の種類、築年数など）を収集します。
2. 市場調査：次に、同じ地域の類似物件の売買情報や賃料情報を調査します。
3. 価値評価：収集したデータと市場情報をもとに、不動産の価値

を評価します。

4. 評価結果の公表：評価結果は、所有者や関係者に通知され、必要に応じて公表されます。

縦覧の重要性

縦覧は、不動産の価値を定期的に見直すことで、市場の変動に柔軟に対応することができます。また、所有者は自身の不動産の価値を正確に把握することができ、売却や賃貸の際の価格設定の参考にすることができます。

不動産の価値は時間とともに変動するため、定期的な評価は非常に重要です。

今年2月には埼玉県熊谷市で、企業が所有するビルの固定資産税を実に半世紀以上にわたって過大徴収していたことが判明しました。固定資産税の評価ミスによる税の過大徴収は全国で起きているので、ご自分の不動産の評価額をチェックしてみるといいでしょう。

固定資産価格等の縦覧期間・閲覧

熊本市の縦覧期間 令和6年4月1日から5月31日（各市町村で期間は異なります。各市町村にお問合せください。）

(出典：納税通信)

今月も無料個別相談会を開催します

当事務所では、相続事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日時：毎週水曜日 10:00 ~ 16:00 の時間

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。
また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会にぜひご参加下さいませ。



電子ニュース希望の方は [k-chomatsuken@miraizeimu.com](mailto:chomatsuken@miraizeimu.com) まで



肥後の希すいか

熊本すいか研究所

皆様、スイカの時期が近づいてまいりました。

一般的にスイカといえば7月から8月に見かける夏の風物詩といったイメージかと思われそうですが、スイカの産地として有名な植木町のスイカの一番の旬の時期は4・5月であり、この時期の寒暖差を利用することで糖度の高いすいかを作ることができます。

今回ご紹介する【肥後の希】は肥料なども厳しい基準を設けており、中心部の糖度は12度~14度、側面部は12度~11度と高糖度のスイカとなっております。この高い糖度と食べた時の程よい歯ざわりが相まって極上の味わいとなっております。

全国配送も承っていますのでお気軽にお申し付けください



※販売時期：4月初旬~6月中旬
特におすすめの時期は
4月初旬~5月下旬です！



(株)高嶋商店内)

熊本すいか研究所
熊本県熊本市北区植木町植木 105

TEL:096-272-0129

FAX:096-272-0115

E-mail: mail@higononozomi.jp



HIGONONOZOMI

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel : 096-368-2030 / Fax : 096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>